

第2章 特色ある取り組み

18年度に条例が制定・施行された事業である安全な歩行空間の確保と喫煙者、非喫煙者の共存をテーマにした「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」に関することと、地域と連携し地域に根ざした環境教育・環境学習が今後、ますます重要となることから、この2つの取り組みを取り上げています。

第1節 安全な歩行空間の確保を目指して 路上喫煙対策の実施状況

1. 路上喫煙対策「条例づくり」

(1) 「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」ができるまで

八王子市では、歩行喫煙の危険等に対応するためには喫煙者のマナー向上が第一と考え、町会自治会、商店会など事業者の方と共に喫煙マナーアップキャンペーンを行い、マナー向上を訴えてきました。しかし、依然として喫煙マナー向上を求める市民の声は絶えず、また、多くの条例制定の要望にこたえる形で、平成19年1月1日に条例が制定されました。

(2) 条例のポイント

喫煙者を排除するのではなく、喫煙者と非喫煙者が共存できる快適な地域環境を目指す。

市内全域の路上での歩きながらの喫煙はしないよう努めること。

路上喫煙禁止地区を定めて、その地区内では喫煙スポット以外の路上喫煙を禁止する。

平成19年4月1日からは、八王子駅北口周辺を路上喫煙禁止地区に指定し地区内の路上での喫煙を禁止していきます。

2. 条例施行の成果 実態調査の結果から

19年1月よりたばこを吸う人と吸わない人との共存と安全な歩行空間の確保を目的として「八王子市路上喫煙に関する条例」が施行されました。条例実施前と実施後の調査では、実施前に比べ歩行喫煙者が半減しました。このことにより、「安全な歩行空間の確保」へ一歩前進することができました。

【八王子駅北口周辺喫煙実態調査・結果】

調査月日	前回の調査区域との比較		増減率(%)
	18年7月27・28日	19年2月8・9日	
歩行者(人)	25,970	25,376	2
歩行喫煙者(人)	692	346	50
歩行喫煙率(%)	2.7	1.4	48
吸殻(本)	5,536	3,455	38

天候；18年7月27・28日 くもり 19年2月8・9日 晴れ

3. 市民・事業者、市との協働の取り組み

(1) 条例の周知・啓発

条例を広く市民の方に知っていただくことが重要なことと考え、ポスターの掲示、横断幕・路

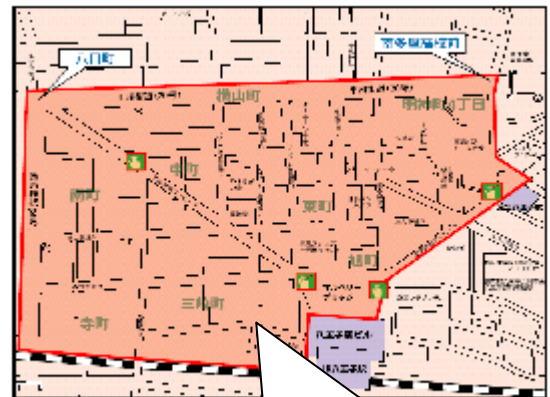
面シールの設置、チラシの配布等を行っています。また、商店会・町会自治会・事業者の方の協力を得て、2月4日と3月31日に条例周知・啓発キャンペーンを実施しました。180名近い方の参加を得て、多くの市民の方に周知を図りました。



キャンペーンでは市長も呼びかけ



八王子駅北口周辺路上喫煙禁止地区



禁止地区内にあるこの路面表示は市内大学生によるデザイン

(2) 灰皿の設置

路上喫煙禁止地区には、4ヶ所の喫煙スポットが設置されています。これは「吸う人と吸わない人との共存」の考え方に日本たばこ産業株式会社が賛同。全面的に協力を得て設置されたものです。また、旭町みさき通りにある「タバコ&グッズ・ケムカム」さんは、店先に喫煙マナー向上運動の一環として喫煙所を設置しています。これは「吸う人・吸わない人の共存」と「街の美化」のため、自ら設置したものです。市の施策だけでなく、様々な方の協力を得ることによって、効果的な路上喫煙対策が進められていきます。

4. 路上喫煙対策これからの展開

(1) 新規路上喫煙禁止地区の指定

19年度中に、新たな路上喫煙禁止地区の指定を目指します。場所については、駅周辺を中心に、乗降客数や歩行喫煙者数、ポイ捨ての状況等様々な要素を考慮し、地元商店会、町会自治会などと協議をしながら決定していきたいと考えています。

(2) 現在の指定地区と市内全域

条例が施行されたことにより、八王子駅北口周辺では、歩行喫煙者が半減しました。これからは、更なる減少を目指して、周知啓発を実施していきます。また、市内全域の路上での歩きタバコはこの禁止についても、様々なイベントを通して訴えていきます。

(3) 目指す未来のまち

少数の人が多くの人に迷惑をかけている現状から条例が施行されましたが、いずれ条例などいらない「ルールからマナーへ戻っていくまち八王子」を目指し、マナー向上にも力を入れていきます。